

# かけがえのない資源

# 地下水を守る

## 地下水採取規制条例を制定

市内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うことにより、市民生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与するため地下水採取規制条例を制定します。

この条例の施行後は、**指定区域内において、一般家庭の飲料水その他生活用水に供するための井戸及び農業のかがい用の井戸を除いて、井戸を設置する者及び現在設置している者が対象となり、市長の許可または市長への届出が必要となります。**

## 地下水採取規制地域の指定

規制地域の指定は、過去に請願書が採択された経過もあり、旧嘉

穂地区あるいは嘉穂地区の中の水道未給水区等を想定しているとの説明がありました。最終的には市長が環境審議会の意見を聴いて決定します。

## 罰則等の規定

罰則は、検察庁との協議を経て、最高額を50万円と定めています。

## 罰金50万円

無許可で第1種井戸（吐出口の断面積が6㎤を超えるもの）を設置した場合、第1種井戸の許可をしたときに市長が特別に付した条件に違反したときなど

## 罰金30万円

第1種井戸の許可申請に偽りがあった場合、第1種井戸の設置後15日以内に設置届け及び検査を受けなかった者など

※このほか5万円以下の過料・両罰規定なども規定されています。

# 9月補正予算

一般会計 4億8,529万3千円増額

総額 266億8,319万2千円

国民健康保険特別会計 9,294万7千円増額

総額 61億5,567万9千円

後期高齢者医療特別会計 補正なし

総額 6億3,598万2千円

介護保険特別会計 1,729万9千円増額

総額 57億887万3千円

住宅新築資金会計 補正なし

総額 2,527万円

水道事業会計 補正なし

収益的支出 6億5,522万8千円

資本的支出 3億7,001万9千円

総額/5億9,553万9千円増額の 402億3,424万3千円

## 一般会計補正の主なもの

(歳入)

農地農業用施設災害復旧費補助金

1,000万円増

財政調整基金繰入金 1億8,542万1千円増

市債(借金)

2億4,280万円増

(歳出)

ケーブルテレビ支障幹線移転等工事

433万7千円増

道路ストック総点検業務委託料

3424万7千円増

農地農業用施設災害復旧工事 5,350万円増



災害復旧工事予定地(泉河内)